

# 第25回参議院議員通常選挙

**投票日時** 7月21日(日) 7時～20時

**投票所** 市内22投票所 ※入場券を郵送しますのでご確認ください。

■開票日時 7月21日(日) 21時10分から予定

■開票場所 市営総合運動場体育館

■投票について 2つの選挙があります。

◇山梨県選出議員選挙

◇比例代表選出議員選挙

政党その他の政治団体の名称、または、候補者名を記入し投票

■期日前投票

投票日に仕事や旅行に出かける方、入院予定等の理由で当日投票に行けない方は、期日前投票ができます。

●日時

7月5日(金)～20日(土) 8時30分～20時

●場所

市役所1階 防災会議室

※投票所入場券をお持ちください。(投票所入場券が届いていない場合は、お持ちいただかなくても投票できます。)

●市民交流センターニコリ

で臨時の期日前投票所を開設します。

日時 7月14日(日) 9時30分～18時

場所 ニコリ1階会議室5

■不在者投票

身体に重度の障がいがある方や一時的に市外に滞在している方などには、本市投票所に出向かなくても投票ができる制度があります。ただし、状況によってはできない場合や、郵便でやりとりするため時間に要する場合がありますので、早めにお問い合わせください。

不在者投票のできる病院、施設等に入所している方は、施設等の中で投票できます。

■選挙公報について

候補者の経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙期日の前日までに新聞折込(山日・朝日・毎日・読売・産経・日経)により配布します。

また、市役所、市民交流センターなどの市内公共施設へも設置します。

## 選挙QA

Q 今年の春、他の市町村から転入してきました。市役所で投票できますか？

A 市役所に住所を定めた(住民票が作成された)日から引き続き3か月以上、市役所の住民基本台帳に記録されていることが必要です。

3か月以上経っていない場合には、転入する前の住所地で投票できる場合があります。

※旧住所地で住民票が作成された日から市役所に住所を移すまでの間が3か月以上ないと投票はできません。

Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらよいですか？  
A 前述している「不在者投票制度」を活用できます。旧住所地の選挙管理委員会へ郵便で必要書類を請求してください。届いた投票用紙などを市役所の選挙管理委員会に持参することで投票できます。

■問い合わせ

市選挙管理委員会事務局 (総務課内 内線3333～3335)

## 身近で開かれた市政を目指して

### 平成30年度情報公開・個人情報保護制度および審議会等の会議の公開状況

情報公開制度は、個人の知る権利を尊重し、市の所有する情報の公開を請求する権利を保障するものです。

また、個人情報保護制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに個人情報の開示を請求する権利を明らかにするものです。

さらに、本市では、開かれた市政運営を進めており、市の政策形成に関する審議の過程を市民の皆さんが知ることができるよう、審議会等の会議についても公開しています。

市民の皆さんには、この制度を利用していただき、市政への一層のご理解と市民参加の行政運営にご協力をお願いいたします。

※平成30年度の実施状況は表のとおりです。

■問い合わせ

総務課 総務担当 (内線3335)

請求区分	実施機関 (開示の決定を行う機関)	請求件数	開示・非開示の内訳				
			全部開示	部分開示	非開示	文書不存在	取下げ
情報公開 (公文書等)	市長	16	7	7	2	3	0
	教育委員会	1	0	1	0	0	0
	議	13	2	11	0	0	0
	合計	30	9	19	2	3	0
個人情報保護	市長	4	1	1	0	2	0
	合計	4	1	1	0	2	0

(注) 情報公開のうち、市長については、1件の請求に対して複数の決定があることから、請求件数と内訳は一致しません。

公開を行っている審議会等のうち、開催された会議の件数	公開件数		傍聴人数
	公開件数	非公開件数	
74件	54件	20件	25人

